

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園

配慮書に関する補足資料

- 1 平成 22 年 6 月 29 日記者発表以降、国に対する指導の実施状況について

平成 26 年 9 月 9 日
環境創造局公園緑地整備課

<p>1</p>	<p>平成 22 年 6 月 29 日記者発表以降、国に対する指導の実施状況について</p> <p>【配慮書資料編資料—1】</p>	<p>この土地は、公園として再整備する予定であることから、環境創造局（水・土壌環境課）では市民の安全・安心のため、国に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に行うように指導しています。</p> <p>具体的には、土壌汚染については、土地を適切に管理するために土壌汚染対策法に基づいた自主的な区域指定の申請制度（法第 14 条）を利用するように要請し、手続を進めています。</p> <p>地下水汚染については、横浜市生活環境の保全等に関する条例（第 61 条の 2）に基づき、地下水汚染が敷地外に拡散していないか確認するため、定期的にモニタリングを実施し、報告がされています。</p> <p>【参考】</p> <p>土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号） 抜粋</p> <p>第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思量するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。</p> <p>横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月 25 日条例第 58 号)抜粋</p> <p>第 61 条の 2 市長は、地下水の利用状況及び地下水汚染の状況等を勘案し、地下水汚染の防止に必要な限度において、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水汚染の原因に係る調査を実施するよう指導することができる。</p> <p>2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を市長に報告するよう努めるものとする。</p>
----------	--	---